

令和5年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施結果

食品の流通量が増加する年末及び食中毒患者が多く発生する冬期に、保健所職員が枚方市内のスーパーや飲食店等に立ち入りし、食品の衛生的な取扱いや適正表示、施設の衛生管理について、監視指導を実施しました。その結果は以下のとおりです。

1 実施期間

令和5年12月1日から同月31日（閉庁日除く）

2 実施結果

(1) 立ち入り施設数

延べ79施設

(2) 施設にかかる違反

食品衛生法違反（不備含む）0施設

食品表示法違反（不備含む）4施設

【食品表示法違反（不備含む）内容詳細】

違反または不備内容	業種	件数	概要
食品表示法第5条違反	魚介類販売業 菓子製造業	8	食品表示の欠落、 規定された事項の表示不備

(3) 食品等の検査結果

市内で製造又は販売されている食品について、食品の規格、残留農薬、微生物汚染の検査を14件実施したところ、規格基準等を逸脱する違反食品はありませんでした。

(4) 衛生講習会等実施状況

市民及び食品等事業者に対して、食品衛生に関する知識を普及・啓発するために、広報ひらかた及び市ホームページに食中毒予防情報の掲載を行いました。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、食中毒予防街頭キャンペーン及び食品衛生講習会の開催は中止しました。